

1.2 鳥山上町会館使用規定

1. 目的

この会館は、鳥山上町区民の総意と資金の拠出により建設されたもので、住民相互の親睦とコミュニティ活動の向上をはかるために、広く利用する事を目的とする。

2. 使用許可

この会館を使用するときは、前もって区長の許可をとらなければならない。
会館の予約は3ヶ月後までとし、公的（県、市、地区等）の会合は私的（サークル）な会合に優先する。

3. 使用時間

この会館の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、特に承認を受けた時は、使用時間を変更することができる。

4. 使用責任者

この会館を使用するときは、使用責任者を設け、鍵は区長または区長代理から借用する。
使用に当たっては、電気、ガス、水道の節約を図ると共に、器具類は丁寧に取扱う事。
使用後は、きれいに後片付け清掃をし、火の元、空調機電源、照明、戸締り忘れが無いことを確認し、所定の会館使用報告書に記入の上、鍵を添えて貸付者に返却する。

5. 使用料金

この会館を使用するときは、次の区分により使用料を区長に支払うものとする。

- | | | |
|----------------|-------------------------|---------------|
| ①地区内の団体 | ；利用者の過半数が地区内の人で構成される場合は | <u>無</u> 料 |
| ②地区内住民の個人的な行事 | | <u>2,000円</u> |
| ③地区の各種団体・個人の行事 | | <u>5,000円</u> |
| ④選挙にかかわる集会 | | <u>5,000円</u> |

6. 物品の貸出し料金

この会館の物品を貸し出すときは、次の通り使用料を区長に支払うものとする。

- | | | |
|----------|----|-------------------------------|
| ①机 | 1脚 | <u>50円／1回につき</u> （1回は3日以内） |
| ②座布団 | 1枚 | <u>10円／1回につき</u> （1回は3日以内） |
| ③テント | 1張 | <u>1,000円／1回につき</u> （1回は3日以内） |
| ④折りたたみ椅子 | 1脚 | <u>30円／1回につき</u> （1回は3日以内） |
| ⑤カラオケ使用 | 1回 | <u>500円／1回につき</u> |

なお、貸し出し手続きは、前項2の会館使用許可に準ずる。

7. その他

前述以外の事については、その都度協議の上決定する。

8. 実施

この規定は、平成15年（2003年）7月13日から実施する。